

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない看護・介護・介護支援サービスの提供を目指す。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

- ・身体拘束等の適正化を図る観点から「身体拘束等適正化委員会」を設置する。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を定めて行うものとする。

2) 身体拘束等適正化委員会の構成委員

- ・委員長は、沖田 ひろ美 が務め、委員会の運営と指導を担う。
- ・委員会の委員は以下のものとする。

理事長：谷口友基、施設長：中木哲也、主任介護支援専門員：沖田ひろ美

3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により 3カ月に1回以上(1・4・7・10月) 開催する。
- ・身体拘束発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

4) 身体拘束等適正化委員会の審議事項

- ① 身体拘束等に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 身体拘束等の予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 身体拘束等が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 身体拘束等の原因分析と再発防止策に関すること

5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の窓口および担当者は、以下のものとする。

- ・通所リハビリテーションうたき 施設長 中木 哲也
- ・居宅介護支援事業所うたき 管理者 沖田 ひろ美

3. 身体拘束等の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

①定期的な研修の実施（年2回）

②新任職員への研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施、虐待防止（身体拘束等）アンケートの実施など

④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。

正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

業務上又は職務上関係のある団体及び者については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。

発見者は市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員、利用者およびその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧することができる、事務室等に備え付ける。

また、事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

附則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日に作成し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は、令和 5 年 8 月 1 日に改訂し、令和 5 年 8 月 16 日より施行する。

この指針は、令和 5 年 12 月 12 日に改訂し、令和 6 年 1 月 4 日より施行する。

この指針は、令和 6 年 11 月 8 日に改訂し、令和 6 年 11 月 14 日より施行する。

令和 25 年 4 月 1 日作成

令和 6 年 11 月 8 日改訂